

「ひょうごプレミアム芸術デー 動画等制作・配信業務」委託仕様書

本仕様書は、「ひょうごプレミアム芸術デー動画等制作・配信業務」受託者の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 事業名

ひょうごプレミアム芸術デー動画等制作・配信業務

2 委託業務履行期限

令和5年8月31日

但し、動画については令和5年6月20日までに、データを納品すること。

広告については、6月20日までに開始し、7月16日に終了すること。広告開始日については、事前に県と協議の上決定すること。

3 目的

誰もが芸術文化に親しみ、より身近に感じられる機会を提供するため実施する「ひょうごプレミアム芸術デー」を県民に広く周知するため、動画を作成するとともに、当該動画を含めた広告を作成し、SNS等を活用し県民に広く周知する広告手段を提案すること。なお、最終的な広告手段は、県と協議の上決定すること。

4 業務内容

(1) コンセプトの構築及び実施計画の策定

ア 受託者は、本業務の実施計画（コンセプト・事業計画及びスケジュール・実施体制等）を策定すること。

イ 本業務の目的を達成するため、県民にどのように発信し、情報発信の手段や配信媒体、達成可能な目標値を設定すること。

(2) PR動画の作成

ひょうごプレミアム芸術デーの事業を兵庫県民に広く周知する動画を作成すること。作成にあたっては、ひょうご五国のバランスを踏まえ、作成すること。

ア 動画の想定時間 1分30秒～2分程度

別途SNS等での広告を想定した短時間（15秒程度）のダイジェスト動画を作成すること

イ 想定する対象

障害のある方や子育て中の方も含め、兵庫県民に広く周知

ウ 動画の活用方法

(2)に記載するSNS広告に活用するほか、兵庫県の動画を配信する「ひょうごチャンネル」(兵庫県インターネット放送局)においても配信する。

このほか、実施施設のホームページ等県や実施施設の判断で広く使用する。

エ 動画の概要

- ① 7月11日～17日の期間中、ひょうご五国の多彩な施設で芸術文化施設の無料開放や無料イベントが実施されることを周知する。
- ② 「ひょうごプレミアム芸術デー」のワクワク感が感じられる広告とする。
- ③ 障害のある方や子育て中の方などにも配慮した事業を実施するため、周知が行き届くよう考慮した上で、兵庫県民に広く周知するものとする。
- ④ 音声がなくとも内容が伝わるようにし、字幕を入れる場合には、日本語と英語を併記すること。
- ⑤ 本業務について大学生等からの提案を求めため、契約の相手方に選定された場合には、県と協議の上取り入れられる意見を反映すること。
- ⑥ 50インチ程度の大型モニターでの再生も想定した解像度を確保すること。
- ⑦ 各施設の外観写真や展覧会の写真で施設から提供があったものを提供するが、写真を使用する場合には、キャプションが必要かどうかを確認の上指示したキャプションを表示すること。
- ⑧ 動画作成にあたり、提供した写真以外に新たに施設の写真・動画を撮影する場合には該当施設に事前協議の上実施すること。
- ⑨ 既存の映像を使用する場合や、新たに撮影する場合の交渉や調整は受注者が行うものとし、取材先へ旅費等必要な経費がある場合には本事業に含むこと。

オ 納品

動画データは、DVDまたはUSBメモリにより6月20日までに納品すること。納品にあたり、必要なメディアについては、受託者が調達すること。

(3) 作成動画を活用したプロモーションの実施

ア プロモーション内容

- ① (1)で制作した動画も活用し、兵庫県民に広く「ひょうごプレミアム芸術デー」を周知するための効果的な情報発信の手法を提案・実施すること。
- ② 利用媒体については、SNS等を想定しているが、最適と考えられる媒体(複数の媒体の組み合わせも可)を選定の上、その媒体選定の理由及び広告のターゲットも明確にすること。
- ③ プロモーションは、日本語版と英語版の2種類を作成すること。
- ④ 媒体ごとに広告表示回数を明確にするとともに、それぞれに配分する広告費及びその配分理由も明確にすること。

イ プロモーション時期

6月20日までに開始し、7月16日に終了すること。
広告開始日については、事前に県と協議の上決定すること。

ウ 実施効果

プロモーションの実施効果について、その効果を測定・分析し、報告すること。効果の目標値や効果測定の手法は自由提案とする。

エ その他

プロモーション全体について、独自提案・追加提案可能。

5 実績報告

- (1) 受託者は成果品を活用したプロモーションの実施後、速やかに事業の成果をまとめた報告書を委託者へ提出すること。
また、成果品はデータにて納品すること。
- (2) 契約期間満了までに、総事業費を整理し、事業全体の実績報告書を提出すること。

6 その他の留意事項

(1) 実施体制

- ア 受託者は本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- イ 実施責任者は、委託者と十分な意志疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、委託者と緊密な連携、調整を図ること。
- ウ 受託者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(2) 秘密保持等

- ア 本業務また付随する業務において、委託者及び受託者は兵庫県個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。
- イ 万が一、個人情報の漏洩に伴い委託者に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。
- ウ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 著作権等

- ア 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は委託者に帰属するものとし、その利用及び再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。
- イ 本業務の実施による成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権上の処理を済

ませた上で納入すること。

ウ 印刷物との一体的な広報のため、動画で使用する「ひょうごプレミアム芸術デー」のロゴのデータ提供、または指定したロゴの使用を指示する場合があるので留意すること。

(4) その他

ア 本業務に関する必要な経費は契約金額に全て含むものとする。

イ 定めのない事項については、双方誠意をもって協議し解決にあたるものとする。

ウ 災害等の不可抗力によって委託業務の実施が著しく困難となったときは、契約の趣旨を損なわない範囲で、委託者及び受託者は協議の上、その実施方法等を変更できるものとする。

【ひょうごプレミアム芸術デー】

1 趣旨

誰もが芸術文化に親しみ、より身近に感じられる機会を提供するため、兵庫県発足の日である7月12日を中心とした1週間を「ひょうごプレミアム芸術デー」と位置づけ、芸術文化施設において無料開放や無料イベントを実施

2 事業内容

(1) 実施期間

令和5年7月11日（火）～17日（月・祝）【7日間】

※芸術文化センターは、8月上旬に特別イベントを実施予定

(2) 内容

① 芸術文化施設の無料開放【R5年度拡充】

県立・市町立・民間施設合計 約90施設で実施予定

※対象施設を協力要請に応じていただいた市町立や民間の芸術文化施設にも拡充して実施

② 特別イベントの実施

子ども向けイベント等を実施予定

③ 障害のある方や子育て中の方等に配慮した誰もが楽しめる取組

【R5年度～新たに実施】

自由に話せる観覧日、手話通訳付き解説会、一時保育など、障害のある方や子育て中の方を含め、誰もが芸術文化を気軽に楽しむことができる取組を充実させていく。